

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。  
2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第20号

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程施行細則（2021年12月20日細則第5号）の一部改正。

(改正前)	(改正後)
_____	<u>(活動改善計画書の提出)</u>
_____	第7条 規程第24条の2第1項の規定に基づき活動の課題お
_____	よび活動改善計画を提出しようとするときは、様式第7号に
_____	よる活動改善計画書を学長に提出するものとする。
_____	<u>(人事委員会による許可)</u>
_____	第8条 規程第25条第2項の規定に基づき人事委員会の許可
_____	を得ようとするときは、様式第8号による教員活動評価結果
_____	使用申請書を人事委員会委員長宛に提出するものとする。
_____	2 規程第25条第2項の規定に基づく人事委員会の許可は、使
_____	用目的及び成果が大学全体の利益となるものに対して様式
_____	第8号により行うものとする。
_____	3 人事委員会は、前項の許可により教員活動評価結果を開示
_____	する際は、使用目的を達成できない場合を除き、個人を特定
_____	できる情報を削除することとする。
_____	第9条
_____	
_____	
_____	
_____	
_____	
_____	
_____	
_____	
_____	
_____	

(改正前)

様式第4号 (第5条関係)

年 月 日

教員活動評価結果通知書

領域・分野：

氏名：

様

学長

年度の教員活動評価結果について、下記のとおり、通知します。

記

1 評価要素別結果

評価要素	評価結果
教育活動	
研究活動	
組織運営活動	
地域社会貢献活動	

2 総合評価

【教示】この教員活動評価結果に対し不服があるときは、9月30日までに学長に対し、異議申立てを行うことができます。

(改正後)

年 月 日

教員活動評価結果通知書

領域・分野：

氏名：

様

学長

年度の教員活動評価結果について、下記のとおり、通知します。

記

1 評価要素別結果

評価要素	評価結果
教育活動	
研究活動	
組織運営活動	
地域社会貢献活動	

2 総合評価

【教示】この教員活動評価結果に対し不服があるときは、通知を受けた日から起算して2週間以内に学長に対し、異議申立てを行うことができます。

(改正前)

(改正後)

様式第7号 (第7条関係)

年 月 日

活動改善計画書

学長 宛

領域・分野:

氏名:

年度の教員活動評価の結果をふまえて、次年度の活動改善計画を以下のとおり、届出ます。

1. 今年度の活動の課題 (簡案書で記述)

- ・
- ・
- ・
- ・

2. 次年度における改善計画 (上記の課題毎に具体的に記述)

- ・
- ・
- ・
- ・

(改正前)

(改正後)

様式第 8 号 (第 8 条関係)

年 月 日

教員活動評価結果使用申請書

人事委員会委員長 宛

氏名:

年度の教員活動評価活動の結果を下記の目的で使用するため申請します。

1. 件名 ( )
2. 使用目的 ( )
3. 使用期間 ( ~ )

年 月 日

教員活動評価結果使用許可書

様

人事委員会委員長

年 月 日付で申請のあった上記の教員活動評価活動結果の使用を許可します。

記

許可の条件

- (1) 情報は使用目的を達成できない場合を除き、個人を特定できる情報を削除の上開示する。
- (2) 情報は情報セキュリティポリシーに基づき適切に取り扱うこと。
- (3) 使用期間経過後の情報は速やかに返却もしくは削除又は廃棄すること。
- (4) 情報の使用による成果物(1部)を人事委員会に提出すること。

附 則

この細則は、2025年4月1日から施行する。